

20年食農審第57号
平成21年3月5日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成21年3月5日付け20生畜第1807号で諮問があった平成21年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成21年3月5日付け20生畜第1802号で諮問があった平成21年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成21年3月5日付け20生畜第1803号で諮問があった平成21年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成21年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

建 議

I 共通

- 1 輸入飼料に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、青刈りとうもろこし等の作付や草地の整備・改良等による草地生産性の向上、耕畜連携・水田フル活用による稲WCSや飼料用米の生産・利活用の円滑化を推進すること。併せて、飼料生産受託組織（コントラクター）の育成による飼料生産外部化の一層の推進、食品残さ等の地域の未利用資源を活用した混合飼料（TMR）の生産・利用についても推進することにより、飼料自給率・自給力の向上に努めること。
また、家畜の生産性向上を図るための能力向上や飼養技術の普及等を推進するとともに、家畜排せつ物の利活用を一層推進すること。
- 2 近年の配合飼料価格の高騰等による畜産農家の収益性の低下や国際化の進展に対処するため、各畜種の状況に応じた、安定的な経営継続、生産基盤の確保やヘルパー等支援組織の充実を図るための対策を推進すること。
- 3 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、家畜伝染病について、海外からの侵入防止、国内における発生予防及び発生時の的確なまん延防止対策を推進すること。
- 4 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の数と柔軟性の確保、関税水準の設定等について適切な取扱いが確保されるよう取り組むこと。
- 5 酪農・食肉に関する施策については、その目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確保や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 3月からの乳価引上げに伴う牛乳の値上げにより更に消費が減少した場合に備え、生産者団体が行う「とも補償」への支援を拡充・強化することを通じて、酪農家が安心して経営の改善に取り組むことができるようなセーフティネット対策を講じること。
- 2 今後の生乳需給の変動にも対処し得るよう、引き続き、チーズ、液状乳製品等向け生乳供給の安定的な拡大を推進すること。また、飲用乳地帯である都府県における新たな需要開発を促進すること。
- 3 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、消費者に対する牛乳乳製品の機能性・有用性についての情報提供や、消費者ニーズを踏まえた新規需要を開拓するための取組を強化すること。また、酪農教育ファーム等を通じ、消費者の酪農に対する理解醸成を促進すること。

Ⅲ 食肉関係

- 1 配合飼料価格についてはある程度の落ち着きを取り戻したものの、畜産経営にとっては依然として厳しい状況が続いていることから、肉用牛及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖成績の改善や事故率低減等を通じた生産性向上の取組並びに肉用子牛の資質向上の取組を推進すること。また、乳用種をはじめとして、子牛生産・育成・肥育を通じて効率的な肉用牛生産を行う取組を推進するとともに、経営安定の施策の適切な運用に努めること。
- 2 景気後退により消費者の低価格志向が強まる中、特に食肉の中でも比較的単価の高い牛肉の消費が低迷していることから、牛肉を中心として、国産食肉の消費拡大を図るため、食肉の機能性や安全性に関する理解醸成や販路拡大等の取組を支援するとともに、国産食肉の輸出の促進を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも利用可能な肉骨粉の肥料への有効利用等を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。

○平成21年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

| | 20年度 | | 21年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| | 4～6月 | 7月～（改定） | |
| 補給金単価 | 11.55円/kg | 11.85円/kg | 11.85円/kg |
| 限度数量 | 195万トン | | 195万トン |

2 指定食肉の安定価格

（単位：円/kg）

| | | 20年度 | | 21年度 |
|----|--------|-------|---------|-------|
| | | 4～6月 | 7月～（改定） | |
| 牛肉 | 安定上位価格 | 1,025 | 1,060 | 1,060 |
| | 安定基準価格 | 790 | 815 | 815 |
| 豚肉 | 安定上位価格 | 515 | 545 | 545 |
| | 安定基準価格 | 380 | 400 | 400 |

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

| | | 20年度 | | 21年度 |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| | | 4～6月 | 7月～（改定） | |
| 保証基準価格 | 黒毛和種 | 305,000 | 310,000 | 310,000 |
| | 褐毛和種 | 281,000 | 285,000 | 285,000 |
| | その他の肉専用種 | 201,000 | 204,000 | 204,000 |
| | 乳用種 | 113,000 | 116,000 | 116,000 |
| | 交雑種 | 178,000 | 181,000 | 181,000 |
| 合理化目標価格 | 黒毛和種 | 268,000 | | 268,000 |
| | 褐毛和種 | 247,000 | | 247,000 |
| | その他の肉専用種 | 142,000 | | 142,000 |
| | 乳用種 | 83,000 | | 83,000 |
| | 交雑種 | 138,000 | | 138,000 |

※合理化目標価格の適用期間
 今回の合理化目標価格の適用期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。